

第16章 環境行政体制の整備

第1節 大阪府の状況

第1 組織の概要

府では、昭和62年11月の機構改革において、府民の生命と健康を守り、健康被害の未然防止を図るという総合的な環境保健行政を推進するため、環境保健部を発足させた。また府民の生活環境を総合的にとらえ、快適な環境づくりを推進するため、公害行政と廃棄物行政を統合した環境局を環境保健部に設置した（表2-16-1、図2-16-1）。

表2-16-1 環境行政主要組織の変遷

| 年 月 | 事 項 |
|--------|---|
| 昭28. 2 | 衛生部環境衛生課に公害係設置 |
| 33. 5 | 商工部振興課に公害係設置 |
| 36. 4 | 商工部に公害課設置 |
| 38. 8 | 企画部に企画総務課（分掌事務：公害防止の基本対策に関する業務及び調整業務）設置 |
| 41. 4 | 企画部に公害室（企画調整課、指導課）設置（衛生、商工両部の公害業務を引継ぐ） |
| 43. 9 | 公害監視センター（庶務課、監視課、検査課、調査室）設置 |
| 45. 4 | 公害室を企画調整課、大気課、水質騒音課の3課に拡充 |
| 11 | 生活環境部設置（公害室を企画部から移管し、企画調整課を公害対策課に改称） |
| | 生活環境部に環境整備課設置 |
| | 公害室堺分室（分掌事務：堺東北臨海工業地帯の公害対策の推進）設置 |
| | 大阪府公害審査会設置 |
| 46. 3 | 大阪府公害対策審議会設置 |
| 7 | 水質騒音課に地盤沈下班設置 |
| 10 | 大阪府水質審議会設置 |
| 12 | 公害室に特殊公害課設置、水質騒音課を水質課に改称 |
| 48. 4 | 公害対策課に計画管理係（分掌事務：環境管理計画及び大阪地域公害防止計画の進行管理）設置 |
| | 衛生部に環境保健課（分掌事務：公害保健業務）設置 |
| | 農林部に自然保護課（分掌事務：自然環境保全業務）設置 |
| 49. 4 | 水質課に瀬戸内海保全係設置 |
| | 公害監視センターの検査課を大気検査課、水質検査課、騒音検査課の3課に拡充 |
| | 環境科学センター設立準備室設置 |
| | 府警察本部防犯部に公害課設置 |
| | 大阪国際空港周辺整備機構設立 |
| 53. 4 | 生活環境部生活総務課と消費生活課を統合して消費生活課設置 |
| | 衛生部環境保健課と環境衛生課を統合して環境衛生課設置 |
| 54. 4 | 公害監視センターの環境科学センター設立準備室と公害対策課の調査係を統合して公害監視センターに企画室設置 |
| 58. 4 | 公害対策課に環境影響審査室設置 |
| | 農林部に府立緑化センター（分掌事務：緑化に関する相談・指導等）設置 |
| 59. 4 | 自然保護課と森林育成課を統合して緑の環境整備室設置 |
| 61. 1 | 大阪府水質審議会廃止以後、水質に係る審議は府公害対策審議会にて行う |
| 61. 4 | 府警察本部防犯部、公害課を生活経済課に改称 |
| 62.11 | 機構改革 |
| | ・衛生部と生活環境部（消費生活課と消防防災課を除く）を統合して環境保健部とする |
| | ・環境整備課を含めた環境局を環境保健部に設置 |
| | ・公害対策課を環境政策課に改称し、環境政策課に調査係と環境管理室を設置 |
| | ・公害室堺分室を環境局泉州分室に改組 |

(付 表)

| 部 課 | | 分 掌 事 務 | |
|---------------|------------------------------|--|--|
| 環 境 保 健 部 | 環 境 保 健 総 務 課 | 部の行政の総合計画、調整、予算、経理、組織、広報、公聴等 | |
| | 健 康 増 進 課 | 保健所における公害保健業務 | |
| | 健 康 予 防 課 | 母子衛生に関すること | |
| | 環 境 衛 生 課 | 環境保健体制の整備 | |
| | 食 品 衛 生 課 | 食品の安全対策 | |
| | 公 衆 衛 生 研 究 所 | 大気汚染の人体影響に関する研究 | |
| | 環 境 局 | 環 境 政 策 課 | 環境保全対策の調整及び推進並びに公害防止のための融資及び助成に関すること。公害健康被害の補償等に関する法律、公害紛争処理法の施行、公害の健康影響調査、環境影響評価要綱の運用、関西国際空港環境監視機構の運営 |
| | | 大 気 課 | 大気汚染防止法、悪臭防止法、府公害防止条例の施行等 |
| | | 水 質 課 | 水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、工業用水法、府公害防止条例の施行等、生活排水対策に関すること。 |
| | | 交 通 公 害 課 | 騒音規制法、振動規制法、府公害防止条例の施行等 自動車及び航空機公害対策の企画、調整及び推進 |
| 環 境 整 備 課 | | 生活環境整備対策の企画、調整及び推進 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行等 | |
| 公 害 監 視 セ ン タ | 公害の状況の監視、公害試料の検査、分析及び公害の調査研究 | | |
| 生 活 部 | 大阪府立大学附属研究所 | 放射線等に関する調査研究、指導及び普及 | |
| 商 工 部 | 団 体 育 成 課 | 中小企業の構造の高度化、設備の近代化 | |
| | 工 業 課 | 公害防止技術の指導及び普及、工場立地適正化、工場緑化の推進 | |
| | 産 業 政 策 課 | 産業立地適正化 | |
| | 金 融 課 | | |
| | 産 業 開 発 研 究 所 | 工場適地の調査 | |
| | 産 業 技 術 総 合 研 究 所 | 工業技術、繊維工業技術等産業技術に係る試験研究、指導及び普及 | |
| | 計 量 検 定 所 | 環境計量証明事業 | |
| 農 林 水 産 部 | 経 営 指 導 課 | 農業、畜産公害対策業務 | |
| | 緑 の 環 境 整 備 室 | 自然環境の保全と回復に係る対策の立案、調整及び推進並びに鳥獣保護対策業務、自然環境保全法、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、府自然環境保全条例の施行等 森林計画、自然公園の整備事業 | |
| | 耕 地 課 | 土地改良事業 | |
| | 水 産 課 | 漁業公害の監視等の漁場保全対策業務 | |
| | 農 林 技 術 セ ン タ ー (環 境 部) | 農作物等の公害調査、分析及び試験研究 | |
| | 水 産 試 験 場 | 漁況、海況の調査研究 | |
| | 淡 水 魚 試 験 場 | 内水面の水産物の生存環境、生態の調査研究 | |
| | 自 然 保 護 事 務 所 | 自然環境の保全と回復に関する調査及び指導、保安林の調査、指導、鳥獣保護及び狩猟に関すること、府宮林の経営管理、林業技術の普及及び指導 | |

| 部 課 | | 分 掌 事 務 |
|-----------------------|-------------|--|
| 土 木 部 | 総 合 計 画 課 | 大阪府国土利用計画の策定 |
| | 道 路 課 | 道路防音壁の設置・管理 |
| | 河 川 砂 防 課 | 河川、運河の浄化、環境整備 |
| | 都 市 河 川 課 | 特定の河川・運河の浄化、環境整備、地盤沈下対策業務 |
| | 下 水 道 課 | 下水道事業の計画、実施 |
| | 公 園 課 | 都市公園の設置等 |
| | 港 湾 局 | 港湾の浄化、緑化 |
| 建 築 部 | 開 発 指 導 課 | 都市計画法の施行に関する開発行為等の規制、宅地造成等規制法施行 |
| | 建 築 指 導 課 | 近畿圏の規制都市区域における工場等の制限に関する法律施行 開発行為、宅地造成及び建築の違反取締り、指導 |
| | 住 宅 政 策 課 | 住宅及び宅地開発に関する基本計画及び調整、新住宅市街地開発法 施行、市街地整備事業の助成 |
| 企 業 局 | 臨 海 事 業 課 | 臨海土地造成事業（二色の浜環境整備事業） |
| | りんくうタウン整備課 | 臨海土地造成事業等の計画・工事等 |
| | りんくうタウン振興課 | 臨海土地造成事業等のまちづくりに関すること等 |
| 水 道 部 | 浄 水 課 | 工業用水道事業の計画施行、浄水場の沈でん汚泥の処理 |
| 教 育 委 員 会 | 指 導 第 二 課 | 小学校教育等の指導、助言及び援助に関すること等 |
| | 施 設 課 | 府立学校の公害対策業務 |
| | 社 会 教 育 課 | 青少年教育、婦人教育、成人教育 |
| | 保 健 体 育 課 | 保健体育の指導助言、教職員・生徒の健康管理 |
| | 文 化 財 保 護 課 | 文化財の保護活用 |
| 警 察 本 部 | 生 活 経 済 課 | 公害、保健衛生関係法令違反の取締り、公害、保健衛生関係事案の 苦情処理 |
| | 交 通 規 制 課 | 交通規制業務 |
| | 駐 車 対 策 課 | 駐車規制業務、違法駐車指導取締り |
| | 交 通 管 制 課 | 交通管制、広域交通管制業務 |
| | 交 通 指 導 課 | 交通公害関係事案の指導取締り 道路運送関係法令違反事件の捜査 |

第2 公害対策審議会における審議状況

大阪府公害対策審議会は、公害対策基本法第29条、水質汚濁防止法第21条及び大阪府公害対策審議会条例（昭和46年大阪府条例第2号）に基づき、大阪府における公害対策に関する基本的事項を調査審議するため昭和46年3月に設置されたものである。

平成2年度における審議状況は、表2-16-2のとおりである。

また、専門委員会での審議状況は表2-16-3のとおりである。

なお、平成4年3月31日現在、委員は36名、特別委員は4名である。

表2-16-2 府公害対策審議会における審議状況（平成3年度）

| 回 | 開催年月日 | 議 題 |
|---|----------|--|
| 1 | 平3. 9.17 | 1. 大阪府産業廃棄物管理計画について（諮問） 2. 水質環境基準に係る河川の類型指定のあり型について（答申） |
| 2 | 平4. 3.27 | 1. 平成4年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画について（諮問・答申） 2. 大阪府産業廃棄物管理計画について（答申） |

表2-16-3 府公害対策審議会の専門委員会における審議状況（平成3年度）

| 種別 | 回 | 開催年月日 | 議 題 |
|-------|---|----------|---|
| 水質関係 | 1 | 平3. 7.22 | 「環境基準に係る河川の類型指定のあり方」についての基本的考え方と具体的指定について検討 |
| | 2 | 平3. 8. 9 | 対象河川の現地視察及び検討結果とりまとめについて検討 |
| | 3 | 平3. 8.21 | 検討結果報告書について検討 |
| 廃棄物関係 | 1 | 平3.12. 5 | 産業廃棄物の排出実態及び将来予測について検討 |
| | 2 | 平4. 1.14 | 産業廃棄物管理計画案の基本的考え方、廃棄物アセスメント及び減量化の目標について検討 |
| | 3 | 平4. 2. 4 | ウェイトデータベース・処理基準及びその他の主要施策について検討 |
| | 4 | 平4. 2.25 | 検討結果報告書について検討 |

第3 公害関連事業費

平成2年度における公害防止関連事業費（決算（見込）額）は、1,729億円で前年度に比べて8.0%増加している（詳細は巻末資料1「平成3年度公害関連主要事業費一覧」）。

第4 市町村に対する助成等

公害規制を迅速かつ的確に行うためには、地域と最も密接な関連を有する市町村との協力関係を確立するとともに、府公害防止条例に基づく事務の一部を市町村長に委任して、地域の特性に応じた有効かつ円滑な公害行政の推進を図る必要がある。

府では、この事務委任に伴う経費を交付するとともに、市町村における公害監視機能の整備充実を図るために必要な助成措置等を講じてきている。

(1) 大阪府公害防止事務費交付金の交付

府公害防止条例に基づく事務の委任に伴う経費として、平成3年度には、大阪府ほか43市町村に対し、総額1億370万円を交付した。

(2) 大阪府市町村施設整備資金貸付金の貸付

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）に基づき、下水道整備を行う市町村一般廃棄物処理施設を整備する市町村及び航空機騒音対策地域での共同利用施設を整備する市町村に対し35億9,080万円を貸付けた。

(3) 市町村職員公害防止技術研修の実施

市町村の公害担当職員の資質向上に資するため、公害監視センターにおいて公害防止技術研修を実施した（研修期間：平成3年9月・11月）。研修科目ごとの受講者数は表2-16-4のとおりであった。

表2-16-4 市町村職員公害防止技術研修受講者数（平成3年度）

| 科 目 | 講 義 | 実 習 の 内 訳 | | | | | | 合 計 |
|--------|--------|------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------|------------------|--------|--------|
| | | 水 質 分 析 | 排 ガ ス 等 の 分 析 | 酸 性 雨 調 査 分 析 | 環 境 騒 音 | 工 場 騒 音 | 小 計 | |
| 受講者数 | 514名 | 9 | 6 | 7 | 15 | 13 | 50 | 564 |

第2節 府下市町村の状況

第1 組織の概要

市町村は、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、住民の健康を保護し、生活環境を保全するため、府の公害の防止に関する諸施策に準じて必要な施策を実施するなど、地域住民に密接に関連する生活環境の保全について極めて重要な役割を担っている。

このため市町村においては、いわゆる典型7公害を含め各種の生活環境の阻害現象に対応して環境行政組織の整備・強化を図るとともに、公害対策の基本的事項を調査、審議する公害対策（環境保全）審議会、公害問題に関する住民の意向の把握等を目的とする公害（環境）モニターの設置など当該地域に即応した環境行政体制の充実を図っている（表2-16-5）。

表2-16-5 市町村における環境担当組織等の状況

（平成4年4月1日現在）

| | 該当市町村 | 職員数（人） | | |
|-------------------|--------|--------|-----|-----|
| | | 事務系 | 技術系 | 合計 |
| 環境専門部（局）を有している市町村 | 2市 | 78 | 252 | 330 |
| 環境専門課（室）を有している市町村 | 12市 | 96 | 127 | 223 |
| 環境専門係（班）を有している市町村 | 16市1町 | 59 | 18 | 77 |
| 環境担当職員を有している市町村 | 3市9町1村 | 38 | 3 | 41 |
| 合計 | | 271 | 400 | 671 |

| | | |
|--|-------|---|
| 環境センター、環境研究所その他 環境担当出先機関を有している 市町村 | 8市1町 | 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、 高槻市、枚方市、茨木市、高石市、 岬町 |
| 公害対策審議会等を置いている 市町村 | 20市2町 | 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、 吹田市、高槻市、貝塚市、枚方市、 八尾市、富田林市、寝屋川市、大東市、 和泉市、高石市、藤井寺市、東大阪市、 泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、 忠岡町、岬町 |
| 公害モニター等を置いている 市町村 | 6市 | 豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、 河内長野市、高石市 |

第2 公害対策事業費

府下市町村における平成2年度の公害対策事業費（決算額）は、2,597億円で対前年度比4.5%の増となっている。その内訳をみると公害防止事業費（全体に対する構成比78.5%）と公害健康被害補償経費（同15.2%）で公害対策事業費の93.7%を占めている（表2-16-6）。

このうち、公害防止事業費を関連事業の種類別にみると、下水道整備事業（構成比82.6%）と廃棄物処理施設整備事業（同13.7%）で、公害防止事業費の96.3%を占めている。

また、前年度に比べると、教育施設等の移転及び施設整備事業地盤沈下対策事業等の事業費が減少したものの、下水道整備事業及び廃棄物処理施設整備事業等の事業費が増加したことにより、公害防止事業費全体として対前年度比6.2%の増となっている（表2-16-7）。

表2-16-6 市町村における公害対策事業費（平成2年度）

（単位：百万円、%）

| 事業の種類 | 2年度 | | 元年度 決算額 | 増減率 |
|-----------------------------------|---------|-------|------------|--------|
| | 決算額 | 構成比 | | |
| 一般経費 （人件費、広報活動費等） | 11,970 | 4.6 | 10,381 | 15.3 |
| 公害規制及び調査研究費 （機械器具購入費、監視測定事務費等） | 1,617 | 0.6 | 1,461 | 10.7 |
| 公害防止事業費 | 203,987 | 78.5 | 192,126 | 6.2 |
| 公害防除施設整備資金（助成金・貸付金） | 1,446 | 0.6 | 1,387 | 4.3 |
| 公害健康被害補償経費 | 39,447 | 15.2 | 41,540 | △ 5.0 |
| その他 | 1,239 | 0.5 | 1,612 | △ 23.1 |
| 合計 | 259,706 | 100.0 | 248,507 | 4.5 |

表2-16-7 市町村における公害防止事業費の内訳（平成2年度）

（単位：百万円、%）

| 事業の種類 | 2年度 | | 元年度 決算額 | 増減率 |
|------------------|---------|-------|------------|--------|
| | 決算額 | 構成比 | | |
| 下水道整備事業 | 168,554 | 82.6 | 161,690 | 4.2 |
| 緩衝緑地等整備事業 | 2,294 | 1.1 | 1,756 | 30.6 |
| 廃棄物処理施設整備事業 | 27,885 | 13.7 | 22,511 | 23.9 |
| 教育施設等の移転及び施設整備事業 | 592 | 0.3 | 1,595 | △ 62.9 |
| 港湾・漁港等浄化事業 | 564 | 0.3 | 497 | 13.5 |
| 河川・湖沼等浄化事業 | 988 | 0.5 | 955 | 3.5 |
| 農用地等の客土・施設新築事業等 | 15 | 0.0 | 24 | △ 37.5 |
| 地盤沈下対策事業 | 907 | 0.4 | 920 | △ 1.4 |
| その他 | 2,188 | 1.1 | 2,178 | 0.5 |
| 合計 | 203,987 | 100.0 | 192,126 | 6.2 |

なお、本表は自治省が実施した「平成2年度公害対策事業費の決算について」の調査に基づき作成したものである。

第3 公害防止条例等の制定状況

府下市町村においては、各種の身近な生活環境の阻害現象に対処するため、環境行政組織の整備、拡充と併せて当該地域の自然的、社会的条件に応じて必要な規制を行うこととしており、日照障害・電波障害等の防止、空地の適正管理などのほか自然保護、文化財の保護に関する措置を含め、住みよい生活環境を創造するため、広く公害防止と環境保全に関する事項を内容とした条例を制定している。

平成4年3月31日現在、府下44市町村の半数を超える30市町が、これらの環境保全に関する条例を制定している（表2-16-8）。

これら市町村の環境保全に関する条例の形式をみると、おおむね次のように分類することができる。

- | | |
|--|-------|
| ① 環境保全に関する基本条例のもとに公害防止条例等を制定している市町村 | 4市1町 |
| ② 公害防止と生活環境の保全を併せた総合的な環境保全に関する条例を制定している市町村 | 10市2町 |
| ③ 公害防止に関する条例とそれ以外の生活環境の保全に関する条例を別個に制定している市町村 | 2市 |
| ④ 環境保全に関する基本的事項を憲章的に定めた条例のみを制定している市町村 | 8市3町 |

また、市町村の公害防止条例等においては、地域の汚染の改善と未然防止を図るため、工場等の立地規制に関する規定を設けているものがあり、その内容は、工場等の設置の許可をとっているものが7市、工場等の設置の事前協議制をとっているものが6市となっている。

表 2-16-8 市町村における公害防止条例等の制定状況

| 市町村 | 公害防止条例等 | | | 条例の主要内容 | | | 形式分類 |
|-------|---------------------------------------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|------|
| | 名 称 | 公布年月日 | 施行年月日 | 規制基準の設定 | 立地規制の措置 | 公害防止協定の締結 | |
| 高槻市 | 高槻市生活環境の向上等に関する基本条例（昭和44年高槻市条例第41号） | 昭44. 9. 1 | 昭44.11. 1 | | | | ① |
| | 高槻市の公害防止と環境保全に関する条例（昭和47年高槻市条例第44号） | 47. 7. 11 | 47. 7. 11 | ○ | ○ | | |
| 枚方市 | 枚方市公害防止条例（昭和46年枚方市条例第38号） | 46.12.24 | 47. 4. 1 | ○ | ○△ | ○ | ③ |
| | 枚方市生活環境条例（昭和49年枚方市条例第1号） | 49. 1. 4 | 49. 4. 1 | | | | |
| 吹田市 | 吹田市公害防止条例（昭和47年吹田市条例第12号） | 47. 4. 1 | 47. 4. 1 | | | ○ | ③ |
| | 吹田市民の環境をよくする条例（昭和49年吹田市条例第19号） | 49. 4. 1 | 49. 5. 1 | | | | |
| 島本町 | 島本町生活環境保全に関する基本条例（昭和47年島本町条例第17号） | 47. 6. 1 | 47. 6. 1 | | | | ① |
| | 島本町地下水汲上げ規制に関する条例（昭和50年島本町条例第13号） | 50. 6. 20 | 50. 7. 1 | ○ | | | |
| 茨木市 | 茨木市の環境保全に関する条例（昭和47年茨木市条例第28号） | 47.10.24 | 47.12. 1 | ○ | | | ② |
| 交野市 | 交野市民の生活環境を守る条例（昭和48年交野市条例第3号） | 48. 3. 1 | 48. 3. 1 | | | | ④ |
| 東大阪市 | 東大阪市の環境保全に関する基本条例（昭和48年東大阪市条例第8号） | 48. 4. 2 | 48. 4. 2 | | | | ① |
| | 東大阪市公害防止条例（昭和48年東大阪市条例第9号） | 48. 4. 20 | 48.10. 1 | ○ | ○ | ○ | |
| 門真市 | 門真市生活環境基本条例（昭和48年門真市条例第20号） | 48. 6. 26 | 48. 6. 26 | | | | ④ |
| 豊中市 | 豊中市環境保全条例（昭和48年豊中市条例第40号） | 48.10.15 | 48.12. 1 | ○ | ○ | ○ | ② |
| 四條畷市 | 四條畷市生活環境条例（昭和50年四條畷市条例第9号） | 50. 3. 25 | 50. 9. 1 | | | | ① |
| | 四條畷市公害防止に関する条例（昭和57年四條畷市条例第21号） | 57. 9. 29 | 58. 1. 5 | | | | |
| 泉南市 | 泉南市の公害防止と環境保全に関する条例（昭和50年泉南市条例第11号） | 50. 3. 29 | 50. 8. 1 | ○ | ○ | ○ | ② |
| 河内長野市 | 河内長野市より良い環境をつくる条例（昭和50年河内長野市条例第18号） | 50. 6. 18 | 50. 9. 17 | | △ | ○ | ② |
| 岸和田市 | 岸和田市環境保全条例（昭和51年岸和田市条例第17号） | 51. 3. 31 | 52. 3. 30 | ○ | ○ | ○ | ② |
| 泉大津市 | 泉大津市環境保全条例（昭和51年泉大津市条例第14号） | 51. 4. 1 | 51. 6. 30 | | △ | | ④ |
| 忠岡町 | 忠岡町環境保全条例（昭和51年忠岡町条例第29号） | 51. 8. 11 | 51. 8. 11 | | | | ② |
| 守口市 | 守口市民の環境をまもる基本条例（昭和52年守口市条例第19号） | 52. 3. 28 | 52. 4. 1 | | | | ④ |
| 貝塚市 | 貝塚市環境保全条例（昭和52年貝塚市条例第6号） | 52. 3. 30 | 52.12. 1 | | | | ② |
| 八尾市 | 八尾市民の環境を守る基本条例（昭和52年八尾市条例第13号） | 52. 3. 31 | 52. 4. 1 | | | | ① |
| | 八尾市公害防止条例（昭和54年八尾市条例第17号） | 54.10. 1 | 55. 4. 1 | ○ | ○ | ○ | |
| 箕面市 | 八尾市生活環境紛争処理条例（昭和54年八尾市条例第18号） | 54.10. 1 | 55. 1. 7 | | | | ④ |
| | 箕面市環境保全条例（昭和52年箕面市条例第25号） | 52. 4. 1 | 52.10. 1 | | | ○ | |
| 摂津市 | 摂津市生活環境条例（昭和52年摂津市条例第9号） | 52. 4. 1 | 52. 7. 1 | | △ | ○ | ② |
| 富田林市 | 富田林市の環境保全と向上に関する基本条例（昭和52年富田林市条例第23号） | 52. 6. 29 | 52. 6. 29 | | | ○ | ④ |
| 豊能町 | 豊能町環境保全条例（昭和63年豊能町条例第16号） | 63.10. 1 | 63.10. 1 | | | ○ | ② |
| 池田市 | 池田市環境保全条例（昭和53年池田市条例第14号） | 53. 7. 1 | 53.10. 1 | | | ○ | ② |
| 太子町 | 太子町環境保全に関する条例（昭和53年太子町条例第21号） | 53.12.15 | 53.12.15 | | | | ④ |
| 大東市 | 大東市環境保全条例（昭和56年大東市条例第3号） | 56. 3. 31 | 56.10. 1 | ○ | △ | ○ | ② |
| 和泉市 | 和泉市環境保全条例（昭和57年和泉市条例第1号） | 57. 3. 30 | 57. 9. 29 | | △ | | ② |
| 藤井寺市 | 藤井寺市環境保全基本条例（昭和58年藤井寺市条例第9号） | 58. 3. 25 | 58. 3. 25 | | | | ④ |
| 大阪狭山市 | 大阪狭山市環境保全に関する基本条例（昭和57年大阪狭山市条例第9号） | 57. 7. 20 | 57. 7. 20 | | | | ④ |
| 美原町 | 美原町環境保全に関する基本条例（昭和59年美原町条例第2号） | 59. 3. 31 | 59. 3. 31 | | | | ④ |
| 田尻町 | 田尻町あき地の適正管理に関する条例（昭和63年田尻町条例第7号） | 63. 9. 28 | 63. 9. 28 | | | | ④ |

(注) 1 「形式分類」欄の番号は本文中の形式分類に対応する。

2 「立地規制の措置」欄中「○」は工場等設置の許可制を、「△」は工場等設置の事前協議制をとっているものを示す。

第4 公害防止協定の締結状況

公害防止協定（環境保全協定と称されているものを含む。以下同じ。）は、地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即応したきめ細かい規制が可能であるところから、公害規制法、公害防止条例等を補完するものとして広く活用されている。

平成4年3月31日現在、市町村と事業者との間において締結されている協定は755件で、前年度より23件増加している。

なお、公害防止条例等に市（町）長あるいは事業者の責務として公害防止協定の締結に関する規定を設けている市町村数は14市である。

公害防止協定を締結している事業所を業種別にみると、金属製品が132件と最も多く、次いで機械・器具125件、化学工業65件と続いている（表2-16-9）。

表2-16-9 公害防止協定締結事業所の業種別内訳

（平成4年3月31日現在）

| 業 種 | 事業所数 | 業 種 | 事業所数 |
|---------------|------|-----------|------|
| 農 業 等 | 3 | 窯 業 ・ 土 石 | 27 |
| 建 設 | 12 | 鉄 鋼 | 27 |
| 食 料 品 | 47 | 非 鉄 金 属 | 8 |
| 衣 服 ・ 織 維 | 37 | 金 属 製 品 | 132 |
| 木 材 ・ 木 製 品 | 21 | 機 械 ・ 器 具 | 125 |
| 紙 ・ パ ル プ | 36 | 電 気 等 供 給 | 6 |
| 化 学 工 業 | 65 | そ の 他 | 196 |
| 石 油 ・ 石 炭 製 品 | 6 | 合 計 | 755 |
| ゴ ム ・ 皮 革 | 7 | | |

第5 公害防止資金の融資制度等の設置状況

中小企業者が行う公害防止施設等の整備を促進させるため、府下市町村のうち、13市が各種の公害防止資金の融資制度を設けている（表2-16-10）。

なお、市町村における環境行政の概要を示すと表2-16-11のとおりである。

表2-16-10 市町村における公害防止資金融資制度の設置状況

| 市町村名 | 制度の名称 | 融資対象者 | 資金の用途 |
|------|--|---|---|
| 大阪市 | 大阪市公害防止設備資金融資 | 市内で1年以上、事業を営んでいる中小企業者で公害防止の必要があると認められるもの | 公害防止設備の設置改善、工場等の移転並びに公害を防止するために必要な設備への転換 低公害自動車の購入 |
| 堺市 | 堺市中小企業公害防止施設資金融資 | 市内で6か月以上、事業を営んでいる中小企業者 | 大気汚染処理施設、汚水処理施設、騒音・振動防止施設その他市長が必要と認めた防止施設の設置 |
| 岸和田市 | 岸和田市中小企業公害防止資金特別融資 | 市内で6か月以上、事業を営んでいる中小企業者 | 公害を防止するために必要な機械装置等の設置、改善 |
| 高槻市 | 高槻市中小企業公害防止及び下水道の除害施設設置等に係る資金特別融資 | 市内で6か月以上、事業を営んでいる中小企業者及び組合 | 公害防止又は下水道の除害施設を設置等するために必要な機械装置等の設置、改善又は事業場の移転 |
| 守口市 | 守口市小企業者事業資金融資 | 市内で6か月以上、事業を営んでいる小企業者 | 公害防止除去設備 |
| 茨木市 | 茨木市中小企業振興融資制度（融資母体） <茨木市中小企業公害防止施設資金融資利子補助制度> | 市内で1年以上、事業を営んでいる中小企業者 | 公害防止施設の設置、改善 |
| 八尾市 | 八尾市中小企業公害防止資金融資規則 | 市内に工場等を有し6か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で融資金の返済能力を有する者 | 公害を防除又は防止するために必要な機械、器具装置及び工作物の設置、改善、工場等の移転 |
| 寝屋川市 | 寝屋川市公害防止資金融資 | 市内で1年以上、事業を営んでいる小規模企業者 | 公害を防止するために必要な機械装置等の設置改善 |
| 大東市 | 大東市小企業者事業資金融資 | 市内で6か月以上、事業を営んでいる小企業者 | 公害防止施設の設置、改善 |
| 柏原市 | 柏原市小規模事業資金あっせん融資 | 市内で6か月以上、事業を営んでいる小規模企業者 | 公害防止施設の設置、改善 |
| 門真市 | 門真市公害防止資金融資 | 市内で1年以上、事業を営んで市税を完納している中小企業者で公害防止の必要があると認められるもの | 公害防止施設及び公害測定機器の設置 |
| 東大阪市 | 東大阪市中小企業公害防止資金特別融資 | 市内で6か月以上、事業を営んでいる中小企業者 | 公害を防止するために必要な機械、装置等の設置、改善又は事業場の移転 |
| 交野市 | 交野市中小企業事業資金融資 | 市内で6か月以上、事業を営んで所定の税を完納している中小企業 | 公害防止除去施設全般 |

(平成4年3月31日現在)

| 貸 付 条 件 | | | |
|--|---|--|---------------------------|
| 融資限度額 | 貸 付 期 間 | 利 率 | 利 子 補 給 |
| 8,000 (1組合) 有担保 4,000(1事業者) 無担保 600 | 10年以内 (低公害車5年以内) (1年据置、半年均等返済) | 5.2% | 3.2% (小企業者は4.2%) |
| 有担保 5,000 無担保 600 | 有担保7年以内 無担保5年以内 (6か月目から毎月均等返済) | 4.9% | 3.9% |
| 有担保 500 無担保 300 | 5年以内 (6か月目から6か月ごと均等返済) | 4.55% | 2.55% (小企業者は3.55%) |
| 有担保 700 無担保 500 | 5年以内 (12か月から6か月ごと均等返済) | 6.7% | 5.36% (小企業者は6.03%) |
| 有担保 600 無担保 500 | 有担保 5年以内 無担保 4年以内 (5か月据置、毎月均等返済) | 4.95% | 3.0% |
| 有担保 1,500 無担保 600 | 有担保 5年以内 (11か月据置、毎月均等返済) 無担保 4年以内 (5か月据置、毎月均等返済) | 有担保 5.1% 無担保 4.75% (1年未満) 4.85% (4年以内) | 5.0%以内 |
| 無担保 500 | 5年以内 (1年据置、半年均等返済) | 4.85% | 3.85% |
| 無担保 400 | 5年以内 (1年据置、半年均等又は毎月均等返済) | 5.5% | 5.5% |
| 無担保 400 | 4年以内 (半年据置、毎月分割返済) | 4.95% | 3.5% |
| 無担保 200 | 4年以内 (5か月据置、6か月目から毎月均等返済) | 4.85% | 3.0% |
| 有担保 500 無担保 300 | 有担保 5年以内 無担保 4年以内 (1年据置、毎月均等返済) | 4.95% | 4.85% |
| 無担保 600 | 5年以内 (1年据置、半年均等返済) | 4.85% | 3.85% (小企業者は4.35%) |
| 有担保 1,000 無担保 400 | 4年以内 (5か月据置、毎月均等返済) | 4.95% | 2.48% |

表2-16-11 市町村における環境行政の概要一覧

| 市町村名 | 環境保全行政組織 | | | 条例事務委任状況 | | | 公害防止条例等の制定状況 | |
|--------------|--------------|----------------------------------|-----|----------|----|----|----------------------------|----------|
| | 部(局) | 課(室) | 職員数 | | 大気 | 水質 | | 騒音 振動 |
| | | | 事務系 | 技術系 | | | | |
| 大阪市 | 環境保健局 | 環境管理課 | 人 | 人 | | | | |
| | | 計画調整課 | | | | | | |
| | 環境部 | 環境保全課 | 50 | 177 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 自動車公害 対策課 | | | | | | |
| 環境事業局 業務部 | 産業廃棄物 指導課 | | | | | | | |
| | 下水道局 管理部 | 水質管理課 | | | | | | |
| 堺市 | 環境保全部 | 環境保全課 大気保全課 水質保全課 環境整備課 | 28 | 75 | △ | ○ | ○ | |
| 岸和田市 | 市民生活部 | 公害対策課 | 7 | 2 | | | ○ 岸和田市環境保全条例 | |
| 豊中市 | 公害対策部 | 環境対策課 | 10 | 10 | △ | ○ | ○ 豊中市環境保全条例 | |
| 池田市 | 環境・ 下水道部 | 環境保全課 | 6 | 1 | | | ○ 池田市環境保全条例 | |
| 吹田市 | 環境部 | 公害対策課 | 9 | 16 | △ | ○ | ○ 吹田市公害防止条例 | |
| 泉大津市 | 市民産業部 | 生活環境課 | 6 | 3 | | | ○ 泉大津市環境保全条例 | |
| 高槻市 | 環境衛生部 | 環境公害課 | 8 | 18 | △ | ○ | ○ 高槻市の公害防止と環境保全に関する 条例 | |
| 貝塚市 | 市民生活部 | 交通公害課 | 5 | 1 | | | ○ 貝塚市環境保全条例 | |
| 守口市 | 市民生活部 | 環境保全課 | 6 | 6 | | | ○ 守口市民の環境をまもる基本条例 | |
| 枚方市 | 都市環境部 | 環境公害課 | 11 | 19 | △ | ○ | ○ 枚方市公害防止条例 | |
| 茨木市 | 保健環境部 | 公害対策課 | 5 | 9 | | | ○ 茨木市の環境保全に関する条例 | |
| 八尾市 | 環境部 | 環境総務課 | 10 | 10 | | ○ | ○ 八尾市公害防止条例 | |
| 泉佐野市 | 環境経済部 | 公害交通課 | 7 | 0 | | | ○ | |
| 富田林市 | 産業部 | 生活環境課 | 3 | 0 | | | ○ 富田林市の環境保全と向上に関する基 本条例 | |
| 寝屋川市 | 市民生活部 | 環境保全課 | 6 | 2 | | | ○ | |
| 河内長野市 | 環境経済部 | 環境保全課 | 7 | 1 | | | ○ 河内長野市より良い環境をつくる条例 | |
| 松原市 | 市民部 | 公害衛生課 | 3 | 1 | | | ○ | |
| 大東市 | 市民生活部 | 生活環境課 | 5 | 0 | | | ○ 大東市環境保全条例 | |
| 和泉市 | 産業部 | 交通公害課 | 3 | 2 | | | ○ 和泉市環境保全条例 | |
| 箕面市 | 都市整備部 | 都市整備 総務課 | 0 | 2 | | | ○ 箕面市環境保全条例 | |
| 柏原市 | 市民部 | 生活環境課 | 2 | 2 | | | ○ | |

| 公害対策審議会等の設置状況 | 公害モニター等の設置状況 | 公害防止協定等の締結状況(件数) | 公害防止資金融資制度の設置状況 |
|---------------|--------------|------------------|-----------------|
| ○ | | | ○ |
| ○ | | | ○ |
| ○ | | 4 | ○ |
| ○ | ○ | | ○(利子補給のみ) |
| | | 1 | |
| ○ | ○ | 18 | |
| | | 3 | |
| ○ | | 35 | ○ |
| ○ | | 94 | |
| | | 3 | ○ |
| ○ | ○ | 34 | ○(利子補給のみ) |
| | | 12 | ○ |
| ○ | ○ | 179 | ○ |
| | | 2 | |
| ○ | | 161 | |
| ○ | | | ○ |
| | ○ | | |
| ○ | | | ○ |
| ○ | | 10 | |
| | | | ○ |

| 市町村名 | 環境保全行政組織 | | | 条例事務委任状況 | | | 公害防止条例等の制定状況 | |
|-------|----------|-------|--------|----------|-----------|----------|--------------|---------------------|
| | 部(局) | 課(室) | 職員数 | 大気 | 水質 | 騒音 振動 | | |
| | | | 事務系技術系 | | | | | |
| 羽曳野市 | 生活環境部 | 環境防災課 | 3 | 1 | | | ○ | |
| 門真市 | 市民部 | 公害対策課 | 9 | 3 | | | ○ | 門真市生活環境基本条例 |
| 摂津市 | 市民生活部 | 環境業務課 | 2 | 0 | | | ○ | 摂津市生活環境条例 |
| 高石市 | 総務部 | 公害防災課 | 11 | 0 | | | ○ | |
| 藤井寺市 | 都市建設部 | 生活環境課 | 1 | 1 | | | ○ | 藤井寺市環境保全基本条例 |
| 東大阪市 | 保健衛生部 | 公害対策室 | 9 | 31 | △ | ○ | ○ | 東大阪市公害防止条例 |
| 泉南市 | 民生部 | 環境整備課 | 2 | 1 | | | ○ | 泉南市の公害防止と環境保全に関する条例 |
| 四條畷市 | 市民生活部 | 生活環境課 | 1 | 1 | | | ○ | 四條畷市公害防止に関する条例 |
| 交野市 | 市民生活部 | 環境生活課 | 3 | 2 | | | ○ | 交野市民の生活環境を守る条例 |
| 大阪狭山市 | 市民部 | 環境衛生課 | 2 | 0 | | | ○ | 大阪狭山市環境保全に関する基本条例 |
| 阪南市 | 市民部 | 生活環境課 | 0 | 1 | | | ○ | 阪南市環境保全条例 |
| 島本町 | 住民生活部 | 生活環境課 | 1 | 0 | | | ○ | 島本町生活環境保全に関する基本条例 |
| 豊能町 | 産業建設部 | 建設課 | 3 | 0 | | | ○ | 豊能町環境保全条例 |
| 能勢町 | 民生部 | 住民生活課 | 4 | 0 | | | ○ | |
| 忠岡町 | 民生部 | 生活環境課 | 3 | 0 | | | ○ | 忠岡町環境保全条例 |
| 熊取町 | 住民部 | 生活環境課 | 5 | 0 | | | ○ | |
| 田尻町 | 民生部 | 住民課 | 2 | 0 | | | ○ | 田尻町あき地の適正管理に関する条例 |
| 岬町 | 住民部 | 生活環境課 | 4 | 0 | | | ○ | |
| 太子町 | 民生部 | 住民課 | 3 | 0 | | | ○ | 太子町環境保全に関する条例 |
| 河南町 | 民生部 | 保健課 | 2 | 0 | | | ○ | |
| 千早赤阪村 | 民生部 | 住民福祉課 | 2 | 0 | | | ○ | |
| 美原町 | 民生部 | 生活環境課 | 2 | 1 | | | ○ | 美原町環境保全に関する基本条例 |
| 合 計 | | | 271 | 400 | 1 ※(6) | 8 | 44 | 31 |

(注) 条例事務委任状況欄の「○」は工場・事業場に対する規制権限の委任を示し、「△」は事業場のみに対する規制権限の委任を示す。 ※は「△」の市町村数を示す。

| 公害対策審議会 等の設置状況 | 公害モニター 等の設置状況 | 公害防止協定等 の締結状況(件数) | 公害防止資金融資 制度の設置状況 |
|-------------------|------------------|----------------------|---------------------|
| | | | ○ |
| | | 71 | |
| ○ | ○ | 111 | |
| ○ | | | |
| ○ | | 4 | ○ |
| ○ | | | |
| ○ | | | |
| ○ | | 1 | ○ |
| ○ | | | |
| | | | |
| | | 1 | |
| ○ | | 10 | |
| | | | |
| ○ | | 1 | |
| | | | |
| | | | |
| 22 | 6 | 755 | 13 |